

(イ) 特別利用料金

名称	利用料金（単位 円）			
	時間区分			
	8時30分から 12時まで	12時から 17時まで	8時30分から 17時まで	1時間ま でごとに
拡声装置	2,080	2,080	3,940	500
野球場カウント操作器	2,080	2,080	3,940	500
弓道場電光標示器	1,060	1,060	2,080	390
温水シャワー室	2,080	2,080	3,940	560
コインロッカー	1回につき100円			

照明使用電力及び冷暖房料

施設名	1時間あたりの利用料金（円）	通常	夏季
		4～6月、10～3月	7～9月
大道場	アリーナLED1列につき 1～10列まで	30	30
	アリーナLED1列につき 11～12列まで	50	60
	アリーナ白熱灯	20	20
	第1ボーダー	70	70
	第2ボーダー	50	50
	ステージ天反 1列につき 1～2列まで	70	80
	冷房料（全面） 1時間あたり	10,060	10,790
	冷房料（半面） 1時間あたり	5,030	5,390
	暖房料（全面） 1時間あたり	9,650	—
暖房料（半面） 1時間あたり	4,830	—	
柔道場 剣道場	冷房料（全面） 1時間あたり	490	530
	冷房料（半面） 1時間あたり	250	260
	暖房料（全面） 1時間あたり	540	—
	暖房料（半面） 1時間あたり	270	—
弓道場	冷房料 1時間あたり	230	240
	暖房料 1時間あたり	240	—
会議室	会議室照明料 1時間あたり	10	10
	小会議室照明料 1時間あたり	10	10

備考

- やむを得ない理由により許可利用時間を超過して利用するとき、又は8時30分から17時までの時間の区分によらないで利用するときは、その超える時間又は利用時間について、この表の「1時間までごとに」の欄に掲げる金額による利用料金を徴収する。
- 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。